

熊谷市広告掲載基準

(平成 18 年 12 月 7 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、熊谷市広告掲載要綱（平成 18 年 12 月 7 日決裁）第 5 条第 2 項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第 2 条 市の広告媒体に掲載又は掲出をする広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならない。

2 広告の内容及び表現は、市の広告媒体に掲載又は掲出をするのにふさわしい信用性及び信頼性を持つものでなければならない。

(個別の基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容、デザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別に基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第 4 条 次に定める業種又は事業者の広告は掲載又は掲出をしない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業の業種
- (2) 風俗営業等類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造に関わる業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく再生・更正手続中の事業者
- (7) 法令に違反している事業者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、社会問題を起こしている業種又は事業者

(掲載基準)

第 5 条 次に定めるものは、広告媒体に掲載又は掲出をしない。

- (1) 法令で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等不適切な商品又はサービスを提供するもの

- (2) 人権侵害、差別又は名誉き損のおそれがあるもの
- (3) 他をひぼうし、中傷し、又は排斥するもの
- (4) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
- (5) 宗教団体による布教推進又は他の宗教（団体）の排斥を目的とするもの
- (6) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 市としての公共性及び品位を損なうおそれのあるもの

(市ホームページに関する基準)

第6条 市が管理するホームページに掲載する広告に関しては、市のホームページ内に表示される広告のほか、当該広告がリンクしているWEBページについてもこの基準を適用する。

(広告表示内容に関する基準)

第7条 広告の表示内容は、掲載又は掲出の都度検討し、必要に応じて内容の訂正又は削除を広告主に求めるものとする。